

16 学校いじめ防止基本方針

1 ねらい

いじめ根絶に向け、全教職員が共通理解・共通実践するとともに、学校や家庭、地域、関係機関が一層の連携を深めながら具体的かつ実効ある対応ができるようにすることを期し、いじめ防止に関する基本理念や基本方針、さらにはそれらを踏まえた具体的な対応策を示す。

2 基本理念

- (1) いじめが全ての児童に関係する問題であることから、いじめは現に起きているという基本認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめまたはその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての児童に認識させるとともに、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、児童の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめ防止対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、県・市・教育委員会・学校・保護者・地域住民・その他の関係者と主体的に連携することにより、いじめの問題の克服に取り組む。

3 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条ならびに福島市いじめ防止等に関する条例（令和5年6月改正）第2条で定められているとおり、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「いじめ」にあたるか否かの判断にあたっては、以下の4点を踏まえることが大切である。

- (1) いじめの被害児童等の立場に立つこと。
- (2) いじめの被害児童等本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- (3) 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
- (4) インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。

4 いじめの理解

- (1) いじめは全ての児童に起こりうる問題であることから、「いじめは現に起きている」という基本認識が必要である。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり、多くのものから集中的に行われたりすることで、生命または、身体に重大な危険を生じさせる。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（たとえば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり、おもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、学校全体でいじめを生まない風土づくりが必要である。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきとして認められ、警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

5 いじめ防止に関する基本的な考え方

- (1) 学校は教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」とことについての理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての児童生徒が自己有用感や充実感を感じ、安心して学べる教育環境作りに努める。
- (2) いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児

児童生のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。

このため、いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。

- (3) いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制づくりに努める。
- (4) いじめがあることが確認された場合、直ちに、学校の「いじめ対策委員会」に報告する。「いじめ対策委員会」においては情報を共有し、役割分担のもと、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情聴取をした上で適切に指導する等組織的な対応を行うとともに、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を図り、組織的な対応を行う。
- (5) 教職員は日頃から、いじめを防止するための学級作りや相談体制等について研修を深めるとともに、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深める。

6 いじめ防止等に関する取組

(1) 教育活動における心の教育の充実

- ① 各教科・総合的な学習の時間の指導において
 - ア 努力した点を認め合い、励まし合う心を育てる
 - イ 個に応じたきめ細やかな指導を行い、学習意欲を高める。
 - ・ 「分かる」「できる」「楽しい」授業の創造
 - ・ 補充的な学習や発展的な学習など個に応じた指導の工夫
 - ウ 豊かな人間性・社会性を育む体験活動を充実する。
 - ・ 自然体験、社会体験、地域に学ぶ学習、異年齢集団・地域の方々との交流体験
- ② 「特別の教科道徳」の指導において
 - ア 実践活動を通して、日常生活における基本的行動様式を身に付け、節度ある行動がとれるようにする。
 - イ いじめ防止の視点も踏まえ、道徳性の育成を図り、周囲の友達や資料中の人間の生き方や考え方に共感できるようにする。
 - ウ 教師も共感的態度で節し、価値追究ができるようにする。
 - エ 一人一人を大切にされた教育の実現に向けた人権教育の充実を図るとともに、考えたことや感じたことを率直に話し合える雰囲気をつくり、相互に理解を深めさせる。
 - オ 集団生活の中で共感意識を育て、集団のために奉仕しようとする態度を育てる。
- ③ 特別活動の指導において
 - ア 教師と子どもの人間的なふれあいの中で、励ます・援助する・称賛することを重視する。
 - イ 児童の意欲と自主性を引き出し、自己決定・自己抑制・自己指導ができるように導く。
 - ウ 自発性・自主性・問題解決力・想像力などを育てる。
 - エ SOS の出し方に関する教育を推進する。
- ④ 外国語活動の指導において
 - ア 日本及び外国の文化や生活を学ぶ中で、人間の多様性に気づき、それを尊重する意識や態度を養う。
 - イ 人種や言語、宗教、肌の色、生活実態等の違いを乗り越える人権意識・感覚を育む。

(2) 児童理解と観察

- 朝の会や帰りの会において、いつもと様子が違ったり、ふさぎ込んだりしている児童がいかなかなどに気を付けて観察する。
- 児童の表情・態度に気になる点がある場合、必要に応じて個別によく話を聞き、教育相談を実施する。
- 休み時間や放課後に一人でいたり、グループでの活動をいやがったりする児童がいかなかなど、孤立しがちな児童をよく観察する。
- 児童理解のための観察や、課題解決に向けた教育相談の実施に当たっては、学校配置のスクールカウンセラーやハートサポート相談員を積極的に活用する。

(3) 学校生活に関する（いじめや友人関係など）アンケートと個人面談の実施

- 学校生活アンケートを5月、7月、9月、10月、11月、1月、2月の年7回実施し、実施後は速やかに内容の確認とダブルチェックを行い、児童の思いや悩みを把握するとともに、少しでもいじめに関係すると思われる内容を見逃さないようにし、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- 児童との定期教育相談は、教育計画「教育相談計画」に基づき、2学期後半に実施する。その他、気になる児童がいる場合は、その都度、担任等により適宜実施する。

(4) 全職員での情報交換

- 毎月の職員会議において、情報交換を行う。また、年3回開催する「校内生徒指導協議会」において情報交換や事例研究を行う。

7 重大事態への対処（別添「いじめを認知したときの対応フロー図」参照）

＜重大事態とは＞ いじめ防止対策推進法第28条第1項より

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品、財産等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- いじめにより児童が相当の期間（年間30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 重大事態が発生した場合は、福島市教育委員会を通じて7日以内に市長に報告する。
- 不登校重大事態にかかる調査は、原則学校が調査主体となることから、上記重大事態が発生した場合は学校のいじめ対策組織に適切な外部人材を加えた組織を編成する。（学校評議員、健全育成協議会委員、民生委員、PTA代表、警察関係者、学校医等。）
- 児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
 - ・学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査にあたる。
 - ・児童等や保護者からの申し立ては、学校が知りえない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないままいじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

(1) いじめ発見時の対応

- いじめの訴えを受けた、いじめの事案を耳にした、または、いじめを発見した職員は、速やかに生徒指導主事及び管理職に報告する。
- 生徒指導主事は、「いじめ対策委員会」所属職員に連絡するとともに、校長または副
- 複数の職員で事実を聴き取り、記録を残す。
- いじめが原因で欠席があった時点で市教育委員会へ連絡する。
校長から今後の対応について指示を受ける。

(2) 「いじめ対策委員会」の開催と協議

- いじめ対策協議会を開催し、次のことについて確認、協議する。
 - ① いじめの訴え発見の内容の確認と整理
 - ② 今後の組織的対応のための具体的な手立て
 - ③ 役割や分担

(3) 実態把握・解消に向けた対応

- いじめ対策委員会の協議結果を受け、校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事を中心に、各担当分掌に基づき、組織的に対応する。

(4) 保護者及び関係機関との連携

- 市教育委員会との連絡・相談を密にするとともに、「いじめ防止サポートチームの派遣」について検討する。細やかな配慮のもと当該児童及び保護者への対応を遺漏なく進める。
- 必要に応じ、保護者会等を開催し、状況や今後の対応について周知する。

(5) 事後の支援

- 被害児童についても加害児童についても、指導以降の様子や人間関係の状態を継続して見守り、いじめが解消し望ましい環境が維持されているか確認する。（加害児童等にも継続的に指導を行う。）

8 早期発見に向けて

いじめは、大人（職員 保護者 地域住民等）の目の届きにくいところで発生していることがあり、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。（教育相談 アンケート調査 生活ノート・日記 等）
- (2) 子どもの様子を把握する。（日常の観察 生徒指導協議会 Q-Uテスト 等）
- (3) 保護者と情報を共有する。（連絡帳 電話連絡 家庭訪問 PTA会議 等）
- (4) 地域と日常的に連携する。（地域行事への参加 関係機関との情報共有 等）

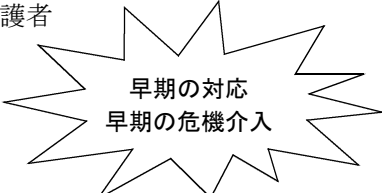
9 未然防止に向けて

学校は人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもたちがいじめ問題を自分のこととして考えいじめを許さない集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等の活用を図る。

- (4)教職員の言動で、いじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5)常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検し、改善充実を図る。
- (6)校内研修の充実、いじめの相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を図る。
- (7)地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

10 いじめを認知したときの対応マニュアル

その日のうちに	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 1 いじめの情報をキャッチ </div> <ul style="list-style-type: none"> ・憶測を入れずに事実のみ ・ささいなことでも報告 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 2 報告 </div>	<div style="text-align: center;"> 担任 子ども 保護者等 他の教職員等 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 報告 生徒指導主事・学年主任 管理職 </div>								
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 3 事実関係の把握・情報収集 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・被害児童 ・加害児童 ・まわりの子ども ・教職員 ・保護者 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">レベル 1</td> <td>学習や生活の様子に変化はないが本人がいじめにあったと感じている。</td> </tr> <tr> <td>レベル 2</td> <td>学習意欲の低下,身体的に不調を訴える(保健室への出入りの増加,交友関係の変化(孤立) 頻繁にいたずら,物がなくなる。欠席・遅参・早退等の増加(不登校傾向)</td> </tr> <tr> <td>レベル 3</td> <td>不登校, 別室登校, 暴力, 恐喝, 脅迫等による身体的・精神的苦痛や被害</td> </tr> <tr> <td>レベル 4</td> <td>自殺未遂, 自殺</td> </tr> </table>	レベル 1	学習や生活の様子に変化はないが本人がいじめにあったと感じている。	レベル 2	学習意欲の低下,身体的に不調を訴える(保健室への出入りの増加,交友関係の変化(孤立) 頻繁にいたずら,物がなくなる。欠席・遅参・早退等の増加(不登校傾向)	レベル 3	不登校, 別室登校, 暴力, 恐喝, 脅迫等による身体的・精神的苦痛や被害	レベル 4	自殺未遂, 自殺	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 指示 担任・関係職員 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 被害児童 加害児童 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <事実確認> 情報のつき合わせ </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 報告 生徒指導主事・学年主任 管理職 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> 指示 担任等 </div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 校内いじめ対策委員会(認知) </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 加害児童の保護者 被害児童の保護者 </div> <div style="margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者への連絡 (学校としての方針, 面談の日時の設定) ・市教育委員会への報告 </div>
レベル 1	学習や生活の様子に変化はないが本人がいじめにあったと感じている。									
レベル 2	学習意欲の低下,身体的に不調を訴える(保健室への出入りの増加,交友関係の変化(孤立) 頻繁にいたずら,物がなくなる。欠席・遅参・早退等の増加(不登校傾向)									
レベル 3	不登校, 別室登校, 暴力, 恐喝, 脅迫等による身体的・精神的苦痛や被害									
レベル 4	自殺未遂, 自殺									
3日以内に	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 4 校内サポートチームの構築 </div> <p>※ 緊急度に応じて3・4を同時に行う</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 校内いじめ対策委員会による対応 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○管理職・主幹教諭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・担任・養護教諭・SC・特別支援協力員等 【校外】PTA 会長, 副会長, 学校評議員 (必要に応じて) ○指導・援助の方針の立案, 共有 ○指導・援助体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・だれが, だれに, いつまでに, 何をするか ・すぐに行う対応 ・中・長期的な対応 ・保護者への対応 <p>※再発防止, 未然防止に向けた協議, 研修 ※いじめの解消後, またいじめが起きないように見守る。</p>								